

第4章 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

形態別法令早見表

区分	政令	規則
平家建独立専用建築物	10(1)	
高層倉庫	10(1)	16の2
高引火点危険物	10(1)+(5)	16の2の4
特定屋内貯蔵所	10(1)+(4)	16の2の3
高層倉庫	10(1)+(4)	16の2の3
高引火点危険物	10(1)+(4)+(5)	16の2の6
高引火点危険物	10(1)+(4)+(5)	16の2の6
リチウムイオン蓄電池（第二類又は第四類）	10(1)+(4)+(6)	16の2の10
ヒドロキシルアミン等	10(1)+(4)+(6)	16の5・16の7
高引火点危険物	10(1)+(5)	16の2の4
リチウムイオン蓄電池（第二類又は第四類）	10(1)+(5)+(6)	16の2の4・16の2の11
リチウムイオン蓄電池（第二類又は第四類）	10(1)+(6)	16の2の8
指定過酸化物	10(1)+(7)	16の3・16の4
アルキルアルミニウム等	10(1)+(7)	16の5・16の6
ヒドロキシルアミン等	10(1)+(7)	16の5・16の7
火薬類	10(1)+41	72
平家建以外の独立専用建築物	10(1)+(2)	
高引火点危険物	10(1)+(2)+(5)	16の2の5
他用途を有する建築物に設置するもの（階層設置）	10(1)+(3)	
リチウムイオン蓄電池（第二類又は第四類）	10(1)+(3)+(6)	16の2の9
ヒドロキシルアミン等	10(1)+(3)+(7)	16の5・16の7

凡例…9(1)①→第9条第1項第1号

第1 屋内貯蔵所の区分（令10）

1 屋内貯蔵所の区分

屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術基準は、次の施設形態に応じて定められている。

※ 次ページにおいて、各施設形態を参照

なお、第2から第18において、基本形態となる平家建の屋内貯蔵所の位置、構造、設備等（政令第10条第1項第1～15号）について記載する。

表1 平家建屋内貯蔵所の基準の概要

区分 項目		平家建の屋内貯蔵所		高層倉庫	
		高引火点危険物		高引火点危険物	
規制条文		政令第10条第1項	政令第10条第5項 規則第16条の2の4第2項	政令第10条第1項 第4号ただし書 規則第16条の2	政令第10条第5項 規則第16条の2の4第3項
危険物の指定		なし	第4類 (引火点100℃以上)	第2類・第4類	第4類 (引火点100℃以上)
指定数量の倍数		制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
位置	保安距離	住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財等 50m 高圧ガス施設 20m 特別高圧架空電線 3m又は5m	20以下： 不要 20超：住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財等 50m 高圧ガス施設(不活性ガスの施設を除く) 20m	住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財等 50m 高圧ガス施設 20m 特別高圧架空電線 3m又は5m	20以下： 不要 20超：住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財等 50m 高圧ガス施設(不活性ガスの施設を除く) 20m
	保有空地	5以下 0.5m (耐火構造0m) 5超10以下 1.5m (耐火構造1m) 10超20以下 3m (耐火構造2m) 20超50以下 5m (耐火構造3m) 50超200以下 10m (耐火構造5m) 200超 15m (耐火構造10m)	20以下 0.5m (耐火構造0m) 20超50以下 1.5m (耐火構造1m) 50超200以下 3m (耐火構造2m) 200超 5m (耐火構造3m)	5以下 0m 5超10以下 1m 10超20以下 2m 20超50以下 3m 50超200以下 5m 200超 10m	5以下 0m 5超10以下 1m 10超20以下 2m 20超50以下 3m 50超200以下 5m 200超 10m
標識・掲示板		必要	必要	必要	必要
建物構造	階数・高さ	軒高6m未満	軒高6m未満	軒高6m以上20m未満	軒高6m以上20m未満
	面積	床面積1,000㎡以下	床面積1,000㎡以下	床面積1,000㎡以下	床面積1,000㎡以下
	壁	耐火構造 第2類 (引火性固体を除く) 第4類(引火点70℃ 以上のみ又は10倍以 下：延焼のおそれな い外壁は不燃材料で可	耐火構造 延焼のおそれのない 外壁：不燃材料で可	耐火構造	耐火構造
	柱	同上	耐火構造又は不燃材料	耐火構造	耐火構造
	床	同上	同上	耐火構造	耐火構造
	はり	不燃材料	不燃材料	耐火構造	耐火構造
	屋根	軽量な不燃材料 第2類(粉状のもの・ 引火性固体を除く。)： 耐火構造で可	不燃材料	軽量な不燃材料 第2類(粉状のもの・ 引火性固体を除く。)： 耐火構造で可	軽量な不燃材料
	天井	禁止(第5類を除く)		禁止	禁止
	窓	防火設備 延焼のおそれのある外 壁には、設置禁止	防火設備又は不燃材料も しくはガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁 には、設置禁止	特定防火設備 延焼のおそれのある外 壁には、設置禁止	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁 には、設置禁止
出入口	防火設備 延焼のおそれのある外 壁には、自閉式特定防 火設備	防火設備又は不燃材料若 くはガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁 には自閉式特定防火設 備。ガラス用いる場合は網入ガラス	特定防火設備 延焼のおそれのある外 壁には自閉式特定防火 設備	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁 には自閉式特定防火設備	
設備	架台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必要	必要	必要	必要
	排出設備	引火点が70℃未満の 危険物：必要	不要	引火点が70℃未満の 危険物：必要	不要
	採光・照明	必要	必要	必要	必要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定による。			
	避雷設備	10倍以上	不要	必要	必要
	通風・冷房 装置等	セルロイド等の貯蔵倉 庫に必要			

表2 特定屋内貯蔵所の基準の概要

項目	区分	特定屋内貯蔵所			
			高引火点危険物	高層倉庫	高引火点危険物
規制条文		政令第10条第4項 規則第16条の2の3 第2項	政令第10条第5項 規則第16条の2の6 第2項	政令第10条第4項 規則第16条の2の3 第3項	政令第10条第5項 規則第16条の2の6 第3項
危険物の指定		なし	第4類 (引火点100℃以上)	第2類・第4類	第4類 (引火点100℃以上)
指定数量の倍数		50以下	50以下	50以下	50以下
位置	保安距離	不要	不要	不要	不要
	保有空地	5以下 0m 5超20以下 1m 20超50以下 2m	不要	5以下 0m 5超10以下 1m 10超20以下 2m 20超50以下 3m	5以下 0m 5超20以下 1m 20超50以下 2m
標識・掲示板		必要	必要	必要	必要
建物構造	階数・高さ	軒高6m未満	軒高6m未満	軒高6m以上20m未満	軒高6m以上20m未満
	面積	床面積150㎡以下	床面積150㎡以下	床面積150㎡以下	床面積150㎡以下
	壁	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	柱	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	床	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	はり	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	屋根	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	天井	—	—	—	—
	窓	禁止	禁止	禁止	禁止
出入口	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	
設備	架台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必要	必要	必要	必要
	排出設備	引火点が70℃未満 の危険物：必要	不要	引火点が70℃未満 の危険物：必要	不要
	採光・照明	必要	必要	必要	必要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。			
	避雷設備	10倍以上	不要	必要	必要
	通風・冷房 装置等	セルロイド等の貯 蔵倉庫に必要	—	—	—

表3 平家建以外の屋内貯蔵所の特例基準の概要

区分 項目		平家建以外の屋内貯蔵所	
		高引火点危険物	
規制条文		政令第10条第2項	政令第10条第5項 規則第16条の2の5
危険物の指定		第2類(引火性固体を除く。) 第4類(引火点70℃以上)	第4類(引火点100℃以上)
指定数量の倍数		制限なし	制限なし
位置	保安距離	住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財の建築物等 50m 高圧ガス施設 20m 特別高圧架空電線 3m又は 5m	20以下: 不要 20超: 住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財の建築物等 50m 高圧ガス施設 20m (不活性ガスの施設を除く。)
	保有空地	5以下 0m 5超10以下 1m 10超20以下 2m 20超50以下 3m 50超200以下 5m 200超 10m	20以下: 0.5m(耐火構造0m) 20超50以下 1.5m(耐火構造1m) 50超200以下 3m(耐火構造2m) 200超 5m(耐火構造3m)
	標識・掲示板	必要	必要
建物構造	階数・高さ	階高6m未満	階高6m未満
	面積	床面積の合計1,000㎡以下	床面積の合計1,000㎡以下
	防火区画	2階以上の床には開口部なし。 (専用階段室を設ける場合を除く。)	2階以上の床には開口部なし。 (専用階段室を設ける場合を除く。)
	壁	耐火構造	不燃材料 延焼のおそれのあるもの: 耐火構造
	柱	耐火構造	不燃材料
	床	耐火構造	不燃材料
	はり	耐火構造	不燃材料
	屋根	軽量な不燃材料 第2類(粉状のものを除く): 耐火構造で可	不燃材料
	天井	禁止	—
	窓	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸。 延焼のおそれのある外壁には設置禁止
出入口	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火設備。	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸。 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火設備。 ガラスを用いる場合は網入ガラス。	
階段	不燃材料 屋外設置又は専用階段室	不燃材料 屋外設置又は専用階段室	
設備	架台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必要	必要
	排出設備	不要	不要
	採光・照明	必要	必要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。	
避雷設備	10倍以上	不要	

表4 建築物内に設ける屋内貯蔵所の基準の概要

区分		建築物内に設置される屋内貯蔵所
項目	規制条文	政令第10条第3項
	危険物の指定	なし
	指定数量の倍数	20以下
位置	保安距離	不要
	保有空地	不要
	形態	壁、柱、床及びはりが耐火構造の建築物の1階又は2階のいずれか一の階
	標識・掲示板	必要
建物構造	階数・高さ	階高6m未満
	面積	床面積75㎡以下
	防火区画	出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁 ・床（厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するもの）
	壁	耐火構造
	柱	耐火構造
	床	耐火構造
	はり	耐火構造
	屋根	耐火構造
	天井	—
	窓	禁止
	出入口	自閉式特定防火設備
	階段	—
設備	架台	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必要（防火ダンパー）
	排出設備	引火点が70℃未満の危険物：必要（防火ダンパー）
	採光・照明	必要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。
	避雷設備	10倍以上
	通風・冷房装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要

表5 リチウムイオン蓄電池により危険物を貯蔵する屋内貯蔵所の基準の概要

項目		区分			
		リチウムイオン蓄電池の屋内貯蔵所	建築物内に設置される屋内貯蔵所	特定屋内貯蔵所	高引火点危険物屋内貯蔵所
規制条文		政令第10条第6項 規則第16条の2の8 第2項	政令第10条第6項 規則第16条の2の 9第2項	政令第10条第6項 規則第16条の2の 10第2項	政令第10条第6項 規則第16条の2の11 第2項
危険物の指定		第2類・第4類（規則第16条の2の7に規定されるもの）			
指定数量の倍数		制限なし	20以下	50以下	制限なし
位置	保安距離	住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財等 50m 高圧ガス施設 20m 特別高圧架空電線 3m又は5m	不要	不要	20以下: 不要 20超: 住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財等 50m 高圧ガス施設(不活性ガスの施設を除く。) 20m
	保有空地	5以下 0.5m (耐火構造0m) 5超10以下 1.5m (耐火構造1m) 10超20以下 3m (耐火構造2m) 20超50以下 5m (耐火構造3m) 50超200以下 10m (耐火構造5m) 200超 15m (耐火構造10m)	不要	5以下 0m 5超20以下 1m 20超50以下 2m	20以下 0.5m (耐火構造0m) 20超50以下 1.5m (耐火構造1m) 50超200以下 3m (耐火構造2m) 200超 5m (耐火構造3m)
標識・掲示板		必要			
建物構造	階数・高さ	各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さを12m未満			
	面積	制限なし			
	壁	耐火構造（延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とする）			
	柱	耐火構造			
	床	耐火構造			
	はり	耐火構造			
	屋根	軽量な不燃材料 第2類（粉状のもの・ 引火性固体を除く。）:耐火 構造で可	耐火構造	耐火構造	不燃材料
	天井	禁止（第5類を除く）			
	窓	防火設備 延焼のおそれのある 外壁には、設置禁止	禁止	禁止	防火設備又は不燃材料もしくは ガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁に は、設置禁止
	出入口	防火設備 延焼のおそれのある外 壁には、自閉式特定防火 設備	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	防火設備又は不燃材料もしくは ガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には自 閉式特定防火設備。ガラスを用 いる場合は網入ガラス
階段	不燃材料				
設備	架台	不燃材料、耐震性等			
	換気設備	不要	必要（防火ダンパー）	不要	不要
	排出設備	不要	引火点が70℃未満の 危険物: 必要(防火ダンパー)	不要	不要
	採光・照明	不要			
	電気設備	制限なし			
	避雷設備	不要			

第2 保安距離 (令10-1-1)

屋内貯蔵所の位置は、第3章 第1「保安距離」の例によること。

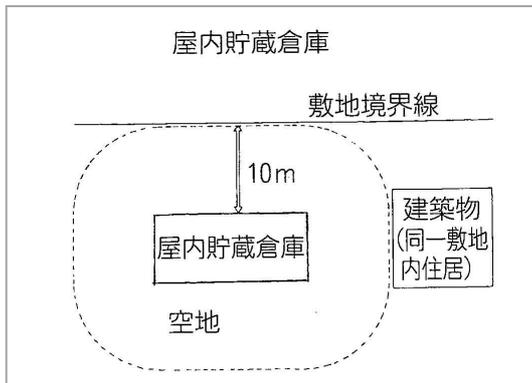
第3 保有空地 (令10-1-2)

1 保有空地

保有空地は、屋内貯蔵所が火災になった場合、又は周辺の建築物等が火災になった場合に相互に延焼防止するための空地であり、かつ、消防活動等に使用する空地である。

平屋建専用屋内貯蔵所の保有空地

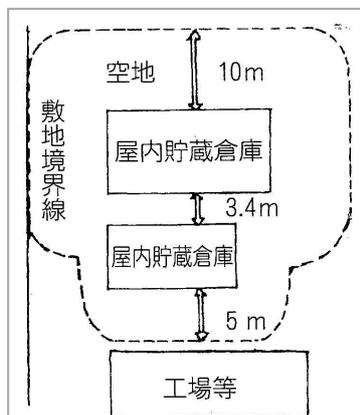
区 分	空 地 の 幅	
	建築物の壁・柱・床が耐火構造の場合	左欄に掲げる以外の場合
指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所	0m	0.5m以上
指定数量の倍数が5を超え10以下の屋内貯蔵所	1m以上	1.5m以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	2m以上	3m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	3m以上	5m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋内貯蔵所	5m以上	10m以上
指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所	10m以上	15m以上



10mの幅の保有空地を要する貯蔵倉庫を示す敷地境界線はもとより、敷地内建築物等に対しても空地を必要とする。

2 保有空地の特例

(1) 相互間の空地の幅は、それぞれがとるべき空地のうち、大なる空地の幅を基準として算出すること。 (★)



10mの幅の保有空地を要する貯蔵倉庫と5mの幅の保有空地を要する貯蔵倉庫を隣接して設置するとき、貯蔵倉庫間の空地の幅は10mの1/3 (3.4m)まで減少できる。

- (2) 屋内貯蔵所の設置場所が河川に面している等、地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少なく、かつ、消火活動上支障がない場合は、政令第23条の規定を適用して空地の幅を減ずることができる。(※特例申請不要) (昭和36年5月10日付自消甲予発第25号) (★)

3 保有空地の起算点

保有空地の起算点は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第2「保有空地」.3「保有空地の起算点」の例によること。

4 留意事項

留意事項は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第2「保有空地」.4「留意事項」の例によること。

5 保有空地内の植栽

保有空地内の植栽については、別記3「保有空地内の植栽、設備等」によること。

第4 標識及び掲示板 (令10-1-3)

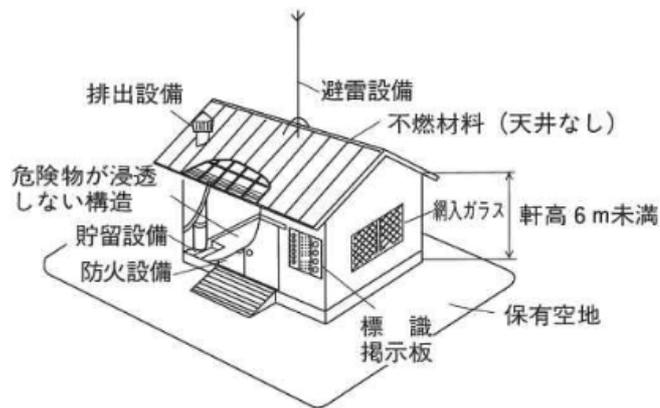
標識は、事業所内に存する種々の施設の中で、危険物施設を区分し、その所在を周知させることにより防災上の注意を喚起するために設けるものであり、また、掲示板は、施設の防火に関し必要な事項を掲示することによりその徹底を図るために設けるものである。

なお、標識及び掲示板は、別記4「標識・掲示板」によること。

第5 貯蔵倉庫の形態 (独立専用) (令10-1-3の2)

貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすること。(政令第10条第1項第3号の2) 災害の発生、拡大防止の観点から、基本形態としての貯蔵倉庫の形態は、独立・専用の建築物とすることが定められている。

屋内貯蔵所の一般的な構造例



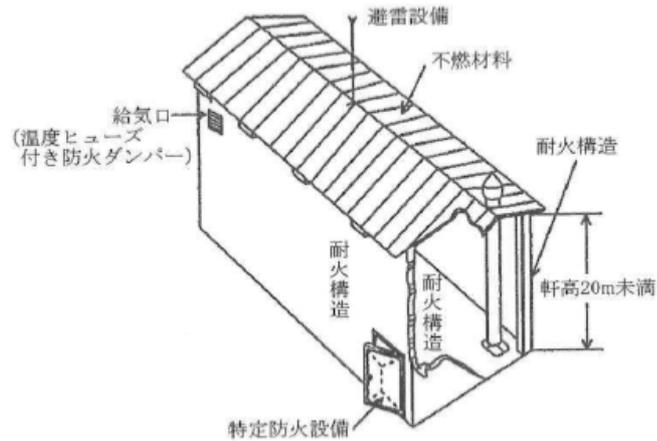
第6 貯蔵倉庫の軒高等 (令10-1-4)

1 貯蔵倉庫の軒高等

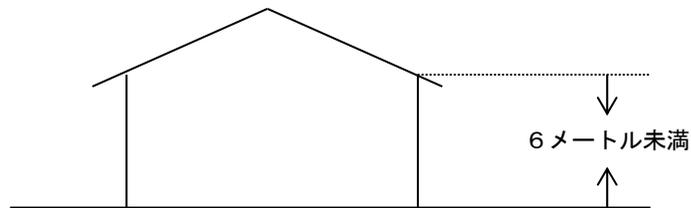
貯蔵倉庫は、可燃性蒸気の滞留による引火、消火活動の困難さ、雨水等の侵入等を考慮してその床を地盤面以上に設けるとともに、万一、火災等の事故が発生した場合にその圧力等を上部に放出し、近隣建築物等への影響を小さくするために平家建とすることとしている。

また、貯蔵倉庫の地盤面から軒までの高さは、初期消火活動及び消防隊の地上からの放水による消火活動の困難性等を考慮に入れて、原則として6m未満とされている。

第2類、第4類の危険物を貯蔵する高層倉庫の例図



- (1) 「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さとする。
(平成元年3月1日消防危第14号 消防特第34号)



- (2) 「床を地盤面以上」とは、周囲の地盤面よりも概ね0.1m以上高くしたものをいうこと。
(★)

2 高層倉庫の基準

- (1) 貯蔵倉庫は、壁、柱、はり及び床を耐火構造とすること。
なお、「耐火構造」は、別記2【不燃材料及び耐火構造】によること。
- (2) 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、特定防火設備を設けること。
なお、「特定防火設備」は、「第3章 第7」によること。
- (3) 貯蔵倉庫には、規則第13条の2の2に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。
避雷設備は、第3章 第18「避雷設備」及び別記8【避雷設備】によること。

第7 貯蔵倉庫の床面積の制限（令10-1-5）

床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところ（建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積）による。

第8 貯蔵倉庫の構造（令10-1-6）

貯蔵倉庫の壁、柱、床は、火災の拡大防止の観点から、原則として耐火構造とすることとされている。

- (1) 「不燃材料」及び「耐火構造」は、別記2【不燃材料及び耐火構造】によること。
- (2) 「延焼のおそれのない外壁」とは、別記5【延焼のおそれのある外壁等】の延焼のおそれのある外壁以外の外壁とする。

第9 屋根（令10-1-7）

屋根は、貯蔵倉庫において、万一事故が発生した場合に、その圧力等を上方に放出させるために、原則として不燃材料で造るとともに軽量な不燃材料でふき、天井を設けないこととされている。

なお、第5類の危険物以外を貯蔵する屋内貯蔵所で、品質管理等、温度管理等の理由で天井が必要な物品を貯蔵する屋内貯蔵所で周囲の状況、施設の構造、取り扱う危険物の性質等に応じて保安上支障ないと認める場合は、政令第23条を適用し、認めて差し支えない。

（平成10年第43回危険物員会審議結果）

- (1) 「屋根を不燃材料で造る」とは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第6「屋根」によること。
- (2) 「金属板その他の軽量な不燃材料」とは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第6「屋根」によること。
- (3) 「不燃材料」は、別記2〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- (4) 「屋根」から必要な採光をとる場合は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第6「屋根」によること。

第10 窓、出入口（令10-1-8）

危険物を取り扱う建築物は、火災の危険性が大きいので、当該建築物の窓及び出入口も耐火構造等防火性能を有する壁体と一体となって延焼阻止の目的を達成するものでなければならないことから、当該窓及び出入口には防火設備を設けることとされている。

- (1) 特定防火設備及び防火設備は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」によること。
- (2) 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記5〔延焼のおそれのある部分等〕によること。

第11 網入りガラス（令10-1-9）

1 網入りガラス

窓及び出入口に用いる網入りガラスは、火災の際に亀裂が出来ても容易に炎が通過する隙間ができないなどの防火上及び爆発時のガラスの飛散防止等を目的としている。

2 留意事項

留意事項にあつては、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第8「網入りガラス」によること。

第12 床の構造（令10-1-10）

第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の危険物のうち禁水性物品又は第4類の危険物の貯蔵倉庫の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。
（政令第10条第1項第10号）

床の構造は、禁水性物品等の危険物は、水と作用して発熱又は発火する性質を有するため、また、第4類の危険物は漏えいした場合に水に浮遊又は溶解し拡大する性質を有するため、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とするよう規定している。

※ 「床面に水が浸入し、又は浸透しない構造」とは、床面をコンクリート造とすること等をいう。

第13 床の傾斜・貯留設備等（令10-1-11）

液状の危険物を取り扱う建築物において危険物が流出した場合に、その床面に危険物が浸透するのを防止するとともに、流出した危険物の拡大範囲を局限化し、回収等の事後措置を容易にすることを目的としている。

- (1) 危険物が浸透しない構造、適当な傾斜、貯留設備の構造
第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」によること。
- (2) 排水溝の構造
床面には、漏れた危険物を貯留設備に導くための排水溝（幅及び深さ0.1m以上（★））を設けるとともに、滞水しないように勾配をつけること。

第14 架台（令10-1-11の2）**1 架台の基準**

- (1) 「不燃材料」は、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。
- (2) 「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による容器の落下を防止するための措置であり、例えば、当該架台に不燃材料でできた柵等を設けることをいう。
(平成元年7月4日付消防危第64号)
- (3) 第2類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の危険物のうち禁水性物品の屋内貯蔵所にあつては、防湿のため床の上に通気性のある木製の架台を設けることができること。
なお、架台については堅固に固定する等の措置を講じること。（★）

2 架台の耐震対策

架台の耐震対策については、「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」（平成8年10月15日付消防危第125号）中の第3「屋内貯蔵所に関する事項」によること。

第15 採光、照明、換気設備及び排出設備（令10-1-12）**1 採光及び照明設備の基準**

- (1) 「必要な採光」を屋根面にとる場合は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第6「屋根」.1.(4)によること。
- (2) 照明設備により、危険物の取り扱いに支障がなければ、採光設備を設けないことができる。
(平成元年5月10日付消防危第44号質疑)

2 換気設備及び排出設備の基準

換気設備及び排出設備の定義、設置基準については、別記6「換気、排出設備」によること。

第16 電気設備（令10-1-13）**1 電気設備の基準**

電気設備は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第16「電気設備」の例によること。
(政令第10条第1項第13号)

2 留意事項

屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合の運用については次によること。
(令和6年3月29日消防危第80号)

1 IoT機器等の使用にあたっての留意事項等について

- (1) 次の要件に適合する屋内貯蔵所の内部については、政令第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」に該当しないものとして取り扱って差し支

えない。

- ① 屋内貯蔵所において、貯蔵に伴う少量の危険物の詰替え、小分け行為、混合等の取扱いが行われていないこと。
 - ② 政令第10条第1項第12号に規定する「危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な換気のための設備」が正常に稼働していること。また、引火点が70度未満の危険物の貯蔵倉庫にあっては、同号に規定する「内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備」が正常に稼働していること。
- (2) (1)の要件に適合する屋内貯蔵所において、固定式でない非防爆構造の電気機械器具等を使用する場合は、防爆構造の可燃性ガス検知機を常時稼働させ、安全を確認すること。
 - (3) 屋内貯蔵所内で危険物の漏えい事故等が発生した場合には、固定式でない非防爆構造電気機械器具等の使用を直ちに停止し、電源を遮断するとともに、屋内貯蔵所の外へ退避し、安全が確認されるまでの間は、屋内貯蔵所内で当該電気機械器具等を使用しないこと。
 - (4) 上記(1)～(3)の運用が確保されていることを資料等により確認すること。

2 固定式の電気機械器具等について

屋内貯蔵所内で危険物の漏えい事故等が発生した場合には、危険物の種類や気象条件等によっては、可燃性蒸気が屋内貯蔵所全体に滞留するおそれがあることから、屋内貯蔵所の外へ容易に持ち出すことができない固定式の電気機械器具等については、従来どおり防爆構造のものを設置することが原則であること。

ただし、事故時等において、その機能の確保が求められる照明、消火設備、警報設備等以外の固定式の電気機械器具等については、周辺の環境や施設の形態等の条件を個別具体的に検討のうえ、屋内貯蔵所において可燃性蒸気が検知された場合に、直ちに当該機械器具等への通電を遮断できる装置やインターロック機能を設けることにより、非防爆構造のものを設置することが可能となると考えられる。

第17 避雷設備（令10-1-14）

1 避雷設備

貯蔵倉庫において、雷撃による火災の発生、施設の破損等を防止することを目的としている。ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りではない。

なお、安全上支障がない場合とは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第18「避雷設備」1.(1)及び(2)によること。

2 避雷設備の基準

避雷設備はJIS A4201-2003「建築物等の雷保護」に適合するものとし、この規格における危険物施設に対する保護レベルは、原則としてレベルⅠとすること。

ただし、雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により、雷保護の有効性が確認されれば、保護レベルをⅡとすることができる。（平成17年1月14日付消防危第14号）

3 避雷設備の運用

避雷設備の運用にあっては別記8「避雷設備」によること。

第18 温度上昇防止装置等（令10-1-15）

1 温度上昇防止装置等

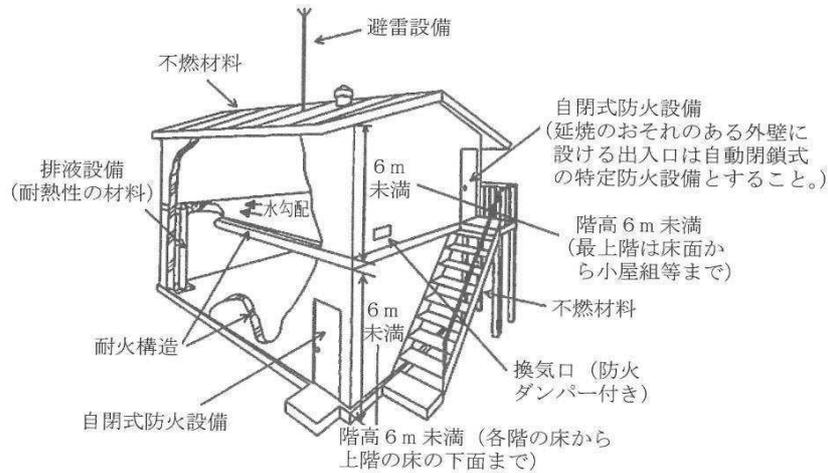
第5類の危険物のセルロイドの着火温度は約180℃であり、古いものや湿気等をおびたものは周囲の温度の上昇により分解が促進され、自然発火する危険性があるので、このようなおそれのあるものの貯蔵倉庫は、倉庫内の温度を上昇させないために屋根を二重構造としたり、天井を設けて小屋うらに換気口を設ける等の構造とするとともに、通風装置、冷房装置、散水装置等の温度上昇を防止する設備を設けることとされている。

第19 平家建以外の独立専用屋内貯蔵所（令10-2）

1 平家建以外の独立専用屋内貯蔵所

屋内貯蔵所は、危険物の性状又は消防活動上の困難性から平家建とすることが原則であるが、第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70度未満の第4類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うものは、平家建としないことができるものである。

平家建以外の独立専用屋内貯蔵所の例図



2 平家建以外の独立専用屋内貯蔵所の基準

(1) 最上階における階高は、床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さとする。

(平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号)

(2) 「耐火構造」及び「不燃材料」は、別記2 [不燃材料及び耐火構造] によること。

(3) 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記5 [延焼のおそれのある外壁等] によること。

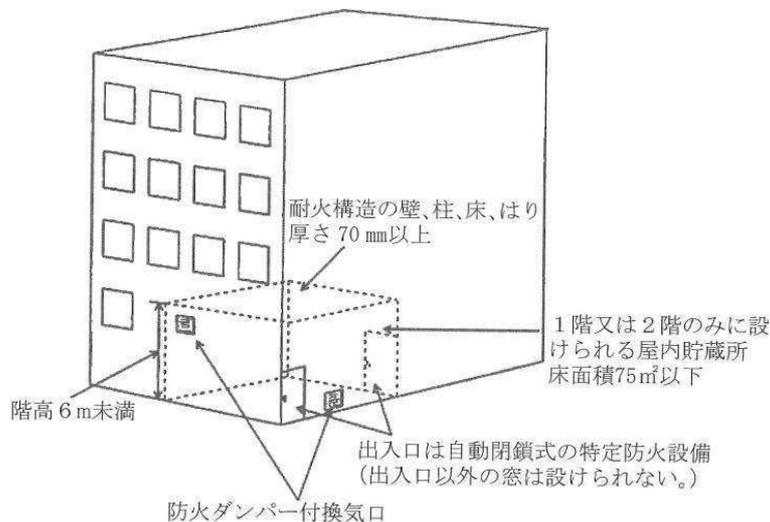
(4) 「特定防火設備」及び「防火設備」は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」2及び3によること。

第20 建築物の一部に設置する屋内貯蔵所（令10-3）

1 建築物の一部に設置する屋内貯蔵所

指定数量の倍数が20以下の屋内貯蔵所にあつては、他用途を有する建築物内の部分に設けることができるものである

建築物の一部に設置する（他用途を有する）屋内貯蔵所の例図



2 建築物の一部に設置する屋内貯蔵所の基準

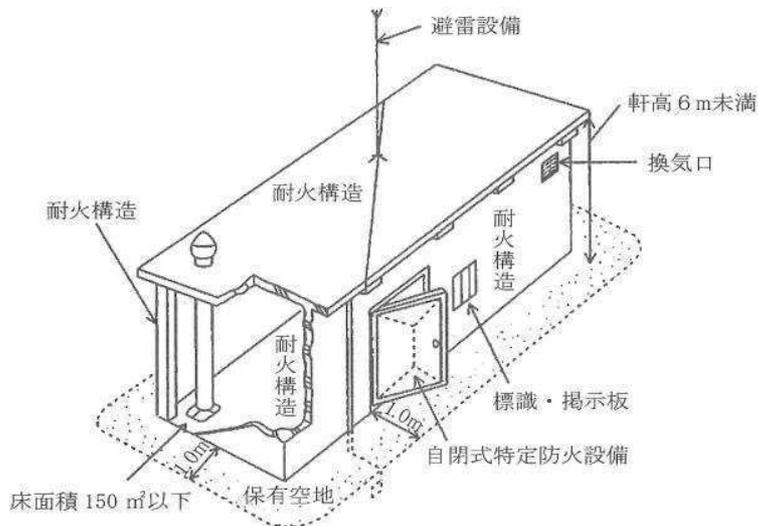
- (1) 「耐火構造」は、別記2〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- (2) 政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所は、同一の階において隣接しないで設ける場合に限り、一の建築物に2以上設置することができる。
(平成元年7月4日消防危第64号質疑)
- (3) 政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、建築物の当該屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わない。
(平成元年7月4日消防危第64号質疑)
- (4) 1階が耐火構造で、2階が簡易耐火構造である建築物（1階と2階とは、開口部のない耐火構造の床で区画されている。）の1階に屋内貯蔵所を設置することはできない。
(平成元年7月4日消防危64号質疑)
- (5) 「床を地盤面以上」とは、周囲の地盤面よりも概ね0.1m高くしたものをいう。 (★)
- (6) 「耐火構造」は、別記2〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- (7) 「これと同等以上の強度を有する構造」には、平成12年建設省告示第1399号第1号の1のトに適合する壁（厚さ75mm以上の軽量気泡コンクリート製パネル）も含まれる。
(平成2年10月31日消防危第105号質疑)
- (8) 「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1399号）第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床は、それぞれ政令第10条第3項第4号並びに規則第28条の55第2項第2号及び第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」の壁及び床として認めてよい。
(令和5年3月24日消防危第63号)
- (9) 建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号（第1号にあつては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床は、それぞれ政令第10条第3項第4号並びに規則第28条の55第2項第2号及び第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」の壁及び床として認めてよい。
(令和5年3月24日消防危第63号)
- (10) 「特定防火設備」は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」3によること。
- (11) 「出入口」は屋外に面してなくてもよい。
(平成元年7月4日消防危第64号質疑)
- (12) 「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。（平成元年3月1日消防危第14号、消防特第34号）

第21 特定屋内貯蔵所（令10-4）

1 特定屋内貯蔵所

この特例基準は、概していえば、保安距離、保有空地という位置の基準を緩和する代替措置として貯蔵倉庫の構造の基準を強化しているものである。

【指定数量の倍数が10の特定屋内貯蔵所（軒高6m未満）の位置と構造の例図】



2 特定屋内貯蔵所（軒高6m未満）の基準

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所	—
指定数量の倍数が5を超え20以下の屋内貯蔵所	1m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	2m以上

- (1) 保有空地の起算点は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第2「保有空地」、3「保有空地の起算点」の例によること。
- (2) 保有空地の留意事項は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」の第2「保有空地」の例によること。
- (3) 空地内の植栽等については、別記3「保有空地内の植栽、設備等」によること。
- (4) 「耐火構造」は、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。
- (5) 「特定防火設備」は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」3によること。
- (6) 「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。

(平成元年3月1日消防危第14号、消防特第34号)

3 特定屋内貯蔵所（軒高6m以上20m未満）の基準

前記2の基準の例によること。

第22 高引火点危険物の屋内貯蔵所（令10-5）**1 高引火点危険物の屋内貯蔵所**

高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、規則第16条の2の4～2の6で、政令第10条第1項、第2項、第4項に掲げる基準の特例を定めている。

2 高引火点危険物の平家建の独立専用屋内貯蔵所（軒高6m未満）の基準

（規則第16条の2の4第2項）

区 分	空地の幅	
	建築物の壁、柱、床が耐火構造である場合	左欄以外の場合
指定数量の倍数が20以下の屋内貯蔵所	—	0.5m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	1m以上	1.5m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋内貯蔵所	2m以上	3m以上
指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所	3m以上	5m以上

- (1) 空地の起算点は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第2「保有空地」.3「保有空地の起算点」の例によること。
- (2) 空地内の植栽等については、別記3「保有空地内の植栽、設備等」によること。
- (3) その他、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」の第2「保有空地」の例によること。
- (4) 「不燃材料」は、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。

3 高引火点危険物の平家建の独立専用屋内貯蔵所（軒高6m以上20m未満）の基準

（規則第16条の2の4第3項）

本章「屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第2～第17の例によること。

4 高引火点危険物の平家建以外の独立専用屋内貯蔵所の基準

（規則第16条の2の5第2項）

- (1) 前2.(1)～(3)によること。
- (2) 「不燃材料」及び「耐火構造」は、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。
- (3) 「延焼のおそれのない外壁」とは、別記5「延焼のおそれのある外壁等」によること。

5 高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高6m未満）の基準

（規則第16条の2の6第2項）

前第21「特定屋内貯蔵所」.2「特定屋内貯蔵所（軒高6m未満）の基準」(4)～(6)の例によること。

6 高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高6m以上20m未満）の基準

（規則第16条の2の6第3項）

前第21「特定屋内貯蔵所」.2「特定屋内貯蔵所（軒高6m未満）の基準」(4)～(6)の例によること。

第23 特例の屋内貯蔵所（リチウムイオン蓄電池）（令10-6）

1 リチウムイオン蓄電池の屋内貯蔵所

第二類又は第四類の危険物のみを内蔵しているリチウムイオン蓄電池については、一定の基準を満たすことにより緩和する特例基準が定められている。（規則第16条の2の7）

※ リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物の性状（第2類又は第4類）の危険物については、第2章「審査・運用指針」第5「その他の共通事項」6「リチウムイオン蓄電池の貯蔵」によること。

2 リチウムイオン蓄電池により貯蔵される屋内貯蔵所の基準

蓄電池設備の屋内貯蔵所は各形態に応じて基準が定められており、各特例（免除）規定、基準については、以下のとおりである。

(1) 蓄電池設備の屋内貯蔵所（独立専用建物）の基準

蓄電池設備の屋内貯蔵所（独立専用建物）のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第10条第1項第4号から第6号まで、第11号及び第12号から第15号までの規定は、適用しない。（規則第16条の2の8第2項）

蓄電池設備の屋内貯蔵所（独立専用建物）に適用しない規定

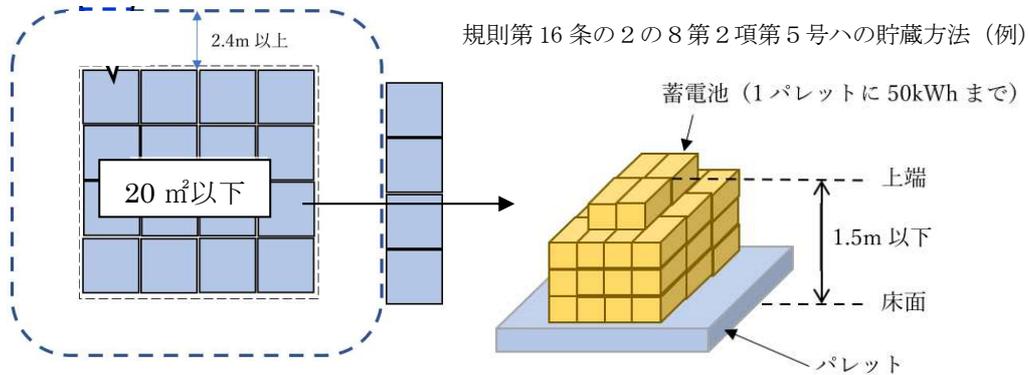
基準	内容
政令第10条第1項第4号	建築物の規制（軒高、平屋建等）
“ 第5号	面積制限（1,000㎡以下）
“ 第6号	構造規制（壁、柱、床、はり、開口部）
“ 第11号	床（危険物が浸透しない構造）貯留設備
“ 第12号	換気設備及び採光・照明
“ 第13号	電気設備
“ 第14号	避雷設備
“ 第15号	通風・冷房設備

蓄電池設備の屋内貯蔵所（独立専用建物）に適用する規定

基準	内容
政令第10条第1項第1号	保安距離
“ 第2号	保有空地
“ 第3号	標識・掲示板
“ 第3号の2	形態（独立専用）
“ 第7号	屋根・天井
“ 第8号	出入口
“ 第9号	網入りガラス
“ 第10号	床（水が浸透しない構造）
“ 第11の2号	架台
規則第16条の2の8第2項各号	前1参照 適用する政令第10条第1項及び第3項の基準については、本審査基準のそれぞれ適応する項目を参照

- ① 規則第16条の2の8第2項第5号に規定する「水が浸透する素材」とは、段ボール等が挙げられること。

- ② 規則第16条の2の8第2項第5号ロ及びハのパレットの材質は、樹脂製以外のものとする
こと。(★)
- ③ 規則第16条の2の8第2項第5号ハによる貯蔵方法は下図の例によること。
(①～③ 令和5年12月28日消防危第361号)



- ④ 消火設備については、第15章「消火・警報・避難設備の基準」第5「屋内貯蔵所の消火設備の基準」によること。
- (2) 蓄電池設備の屋内貯蔵所（建築物内に設置）の基準
蓄電池設備の屋内貯蔵所（建築物内に設置するもので指定数量20倍以下）のうち、規則第16条の2の8第2項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第10条第3項においてその例による令第10条第1項第11及び12号から第15号まで並びに令第10条第3項第1号から第3号までの規定は、適用しない。（規則第16条の2の9第2項）

蓄電池設備の屋内貯蔵所（建築物内に設置）に適用しない規定

基準	内容
政令第10条第1項第11号	床（危険物が浸透しない構造）貯留設備
” 第12号	換気設備及び採光・照明
” 第13号	電気設備
” 第14号	避雷設備
” 第15号	通風・冷房設備
政令第10条第3項第1号	階数制限等（耐火構造の1階又は2階）
” 第2号	建築物の規制（軒高等）
” 第3号	屋内貯蔵所部分の床面積制限（75㎡以下）

蓄電池設備の屋内貯蔵所（建築物内に設置）に適用する規定

基準	内容
政令第10条第1項第3号	標識・掲示板
” 第10号	床（危険物が浸透しない構造）
” 第11の2号	架台
政令第10条第3項第4号	屋内貯蔵所部分の構造
” 第5号	出入口（自閉式の特定防火設備）
” 第6号	窓の禁止
” 第7号	換気・排出設備

規則第16条の2の8第2項各号	前1参照 適用する政令第10条第1項及び第3項の基準については、本審査基準のそれぞれ適応する項目を参照
-----------------	--

(3) 蓄電池設備の屋内貯蔵所（特定屋内貯蔵所）の基準

蓄電池設備の屋内貯蔵所（指定数量20倍以下の特定屋内貯蔵所）のうち、規則第16条の2の3第2項第1号及び第3号から第5号まで並びに第16条の2の8第2項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第10条第1項第1号、第2号、第4号から第8号まで、第11号及び第12号から第15号までの規定は、適用しない。

(規則第16条の2の10第2項)

蓄電池設備の屋内貯蔵所（特定屋内貯蔵所）に適用しない規定

基準	内容
政令第10条第1項第1号	保安距離
“ 第2号	保有空地
“ 第4号	建築物の規制（軒高、平屋建等）
“ 第5号	面積制限（1,000㎡以下）
“ 第6号	構造規制（壁、柱、床、はり、開口部）
“ 第11号	床（危険物が浸透しない構造）貯留設備
“ 第12号	換気設備及び採光・照明
“ 第13号	電気設備
“ 第14号	避雷設備
“ 第15号	通風・冷房設備

蓄電池設備の屋内貯蔵所（特定屋内貯蔵所）に適用する規定

基準	内容
政令第10条第1項第3号	標識・掲示板
“ 第3の2号	形態（独立専用）
“ 第9号	網入りガラス
“ 第10号	床（危険物が浸透しない構造）
“ 第11の2号	架台
規則第16条の2の3第2項第1号	特定屋内貯蔵所の保有空地
規則第16条の2の3第2項第3号	特定屋内貯蔵所の構造規制（壁、柱、床、はり、屋根）
規則第16条の2の3第2項第4号	出入口（自閉式の特定防火設備）
規則第16条の2の3第2項第5号	窓の禁止
規則第16条の2の8第2項各号	前1参照 適用する政令第10条第1項及び第3項の基準については、本審査基準のそれぞれ適応する項目を参照

(4) 蓄電池設備の屋内貯蔵所（高引火点危険物の屋内貯蔵所）の基準

蓄電池設備の屋内貯蔵所（高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所）のうち、規則第16条の2の4第2項各号及び第16条の2の8第2項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第10条第1項第1号、第2号、第4号から第9号まで、第11号及び第12号から第15号までの規定は、適用しない。（規則第16条の2の11第2項）

蓄電池設備の屋内貯蔵所（高引火点危険物の屋内貯蔵所）に適用しない規定

基準	内容
政令第10条第1項第1号	保安距離
〃 第2号	保有空地
〃 第4号	建築物の規制（軒高、平屋建等）
〃 第5号	面積制限（1,000㎡以下）
〃 第6号	構造規制（壁、柱、床、はり、開口部）
〃 第7号	屋根
〃 第8号	出入口（防火設備又は自閉式の特防火設備）
〃 第9号	窓（網入りガラス）
〃 第11号	床（危険物が浸透しない構造）貯留設備
〃 第12号	換気設備及び採光・照明
〃 第13号	電気設備
〃 第14号	避雷設備
〃 第15号	通風・冷房設備

蓄電池設備の屋内貯蔵所（高引火点危険物の屋内貯蔵所）に適用する規定

基準	内容
政令第10条第1項第3号	標識・掲示板
〃 第3の2号	形態（独立専用）
〃 第10号	床（水が浸透しない構造）
〃 第11の2号	架台
規則第16条の2の4第2項各号	前2 2「高引火点危険物の屋内貯蔵所」参照
規則第16条の2の8第2項各号	前1 参照 適用する政令第10条第1項及び第3項の基準については、本審査基準のそれぞれ適応する項目を参照

第24 特例の屋内貯蔵所（令10-7）**1 特例を定めることができる危険物**

有機過酸化物及びこれを含有するもののうち総務省令（規則第16条の3）で定める危険物又はアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令（規則第16条の5）で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、政令第10条第1項から第4項及び第6項に掲げる基準を「超える」特例を定めている。

なお、当該屋内貯蔵所は、危険物の危険性を考慮して、政令第10条第1項に定める平屋建の独立専用屋内貯蔵所に限定されている。（規則第16条の4第6項、第16条の6第3項）

(1) 指定過酸化物

第5類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものであって、第1種自己反応性物質の性状を有するものとする。（規則第16条の3）

(2) アルキルアルミニウム等

第3類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくは、アルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものとする。（規則第6条の2の8）

(3) ヒドロキシルアミン等

第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものとする。（規則第13条の7）

2 指定過酸化物等の屋内貯蔵所の基準**(1) 指定過酸化物の屋内貯蔵所の基準**

指定過酸化は、激しく加熱分解を起こし、また、着火した場合に爆発的に燃焼するという非常に高い危険性を有するものであることから特例基準が定められている。

（規則第16条の4第2項～第6項）

① 政令第9条第1項第1号イからハに掲げる建築物等は、別記1【保安距離】によること。

② 「特定防火設備」は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」の第7「窓、出入口」、3によること。

(2) アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の基準

アルキルアルミニウム等は、通常、自然発火性物品及び禁水性物品の両方の性質を有するものであり、空气中で酸素と接触、又は水と接触して発火しやすいものであること、また、この危険物に係る火災の消火においては、水、二酸化炭素等の消火薬剤を用いることができず、消火が非常に困難であること等その危険性が特異でかつ非常に高いことから特例基準が定められている。

（規則第16条の6第2項、第3項）

(3) ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の基準

（規則第16条の7）

① 「温度の上昇による危険な反応を防止するための措置」については、温度制御装置や緊急冷却装置の設置等がある。

※ 温度制御装置を単独で設ける必要はなく、温度の上昇による危険な反応を防止するための十分な能力を有するものであれば、換気設備又は可燃性蒸気排出設備などと兼ねた装置とすることが可能である。（平成14年3月27日消防危第46号質疑 問1）

第25 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所

危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合は、第2章「審査・運用指針」第5「その他の共通事項」. 7「タンクコンテナ等による危険物の貯蔵について」によること。

第26 その他屋内貯蔵所の共通事項

1 屋内貯蔵所のひさし、荷役場所

貨物自動車による危険物の積みおろし用に、屋内貯蔵所にひさしや荷役場所を設けることは認められる。この場合、ひさしや荷役場所は、屋内貯蔵所の一部として規制される。

(昭和57年5月11日消防危第57号質疑)

2 危険物以外の物品の貯蔵（規則第38条の4）

- (1) 規則第38条の4第1号ロ、ハに規定する「合成樹脂類等を主成分として含有するもので危険物に該当しない物品」の例としては、水性塗料等が該当するものであること。
- (2) 規則第38条の4第1号へに規定する「危険な反応」とは、意図しない爆発的な反応、燃焼を促進させる反応、有毒ガスを発生させる反応等をいうものである。
- (3) 危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合には、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に1メートル以上の間隔を置くこととされているが、危険物以外の物品の貯蔵にあたっては、次に留意すること。
 - ① 原料等の物品については、原則として適応した容器等に収納すること。
 - ② 容器等により積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。また、架台により貯蔵する場合は容易に落下しない措置を講じること。
 - ③ 貯蔵する物品を明示すること。
- (4) 規則第38条の4に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、次により必要最小限の量に限り存置できるものであること。
 - ① 貯蔵用資材、梱包用資材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1メートル以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。
 - ② 荷役機器については、消火活動上支障のない専用の場所を定めて置くこと。
 - ③ 防災資器材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1メートル以上の間隔を置くとともに、当該防災資器材が使用できないときの代替措置が講じられているものであること。
- (5) 規則第38条の4第2号イに規定する「合成樹脂類等を主成分として含有するもの」の例としては、アスファルト（可燃性固体類）を水に溶解させたもの等が該当するものであること。
また、「危険な反応」とは、(2)と同様であり、「不燃性の物品の例」としては、水等が該当するものであること。
- (6) 規則第38条の4第2号ロに規定する「法別表第一第六類の項の品名欄に掲げる物品を主成分として含有するもので危険物に該当しない物品」の例としては、過酸化水素を含有するものの濃度が低い場合危険物に該当しない物品等が該当するものであること。
- (7) 規則第38条の4第2号本文に規定する「構造及び設備に悪影響を与えないよう貯蔵する」とは、例えば、貯蔵する危険物と比較して比重の大きな物品を貯蔵する場合にあっては、当該タンクにおいて貯蔵される危険物の最大重量を超えない範囲で貯蔵すること等を指すものであること。
- (8) 危険物以外の物品を貯蔵する場合にあっては、貯蔵する物品を明示すること。

((1)～(8) 平成10年3月16日消防危第26号)

3 通路を有する屋内貯蔵所について

異なる貯蔵室の間に、通路（床はコンクリート造で危険物積おろし専用として使用し、危険物の貯蔵や他の目的に使用することはない。）を設けること及び屋内貯蔵所(通路)に貨物自動車を入れて危険物の積みおろしをする行為については、政令第23条を適用し、その設置を認めて差し支えない。

なお、積みおろし作業中には、自動車の原動機を停止させておくこと。

(昭和57年5月11日消防危第57号)



※ 点線部分は、壁体は設けない

4 屋内貯蔵所内の作業用台車設備の設置について

屋内貯蔵所内に貯蔵を伴う作業用として、台車設備（中央に台車を設置し、危険物を積載して移動しながら貯蔵場所に運搬する設備で、台車は不燃材で造り、車輪はゴム製で火花等の発生する危険性はなく、台車は取り外しが可能）を設置することは差し支えない。

ただし、床に台車レーン等の段差を設けることは適当ではない。

(昭和57年5月11日消防危第57号)

